

「ハローワークとILO条約に関する懇談会」 の開催について

平成 18 年 12 月 19 日
内閣府 公共サービス改革推進室

1 . 趣旨

平成 18 年 11 月 30 日の経済財政諮問会議における大田大臣発言（注 1）を踏まえ、民間議員から提案のあったハローワークの市場化テストに関する二つの提案（注 2）とILO 88 号条約との整合性等に関し検討を行うため、公共サービス改革法を担当する大田大臣の私的懇談会として、標記懇談会を開催する。

（注 1）経済財政諮問会議（平成 18 年 11 月 30 日（金））における
大田大臣発言

「ILO 条約についてだが、市場化テスト担当大臣として述べると、これは本当に長く議論されてきたことであり、国内でも解釈は分かっている。民間議員から御提案があった 2 つの点（注 2）がILO 条約に抵触するかどうか、市場化テストの担当大臣である私の下に私的懇談会を設け、専門家に集中的に検討していただこうと考えている。」

（注 2）民間議員からの提案

現行の主要な官のハローワークを維持したままで、その他の運営を民間に包括的に委託する（例えば、東京 23 区で 20 のハローワークとその支部があるが、その一部を民間開放する）

民間開放したハローワークを、官が監督する仕組みを整えることで、官のネットワークは維持される

2．メンバー

別紙の通り。

3．スケジュール等

懇談会は数回開催し、平成 19 年 2 月末を目途に、
検討結果を取りまとめる。

第一回の会合は、12 月 21 日（木）午前 10 時半
から開催する予定。

(別紙)

ハローワークとILO条約に関する懇談会 委員名簿

吾郷 眞一 九州大学大学院法学研究院教授

逢見 直人 日本労働組合総連合会 副事務局長

小寺 彰 東京大学大学院総合文化研究科教授

座長(予定) 花見 忠 上智大学名誉教授

山本 草二 東北大学名誉教授

委員は50音順

ハローワークへの市場化テストの導入について

平成18年11月30日

伊藤 隆 敏

丹羽 宇 一郎

御手洗 富士夫

八 代 尚 宏

1. 市場化テスト（公共サービス改革法）導入の必要性

- 公共サービス改革法は、官民が入札して担い手を決めることで、質の高い公共サービスを実現させるもの。
- ・ 人材を生かし、再チャレンジを進めるには、民間の知恵を生かして職業紹介や職業訓練を充実強化することが不可欠である。
- ・ ハローワークでは約2万3千人の職員（うち半数が正規の国家公務員）が主として窓口業務を担当しているが、民間の人材ビジネスが発展した今日、公務員でなくても担える業務が拡大しているのではないか
- ・ 政府が担う無料職業紹介の機能を確保したうえで、その一部を民間に包括委託することで、労働者の多様なニーズに応え、使い勝手のよい、充実したサービスが提供されるのではないか

2. ILO88 号条約との関連

- ILO88 号条約(1948 年に採択)では、「国の指揮監督の下で、公務員が従事する全国的体系の職業安定機関」を義務付けており（注）、これが市場化テスト導入の反対の根拠となっている。
- ・ 最近の ILO では民間職業紹介事業の評価や官民協力の必要性が認識されてきており、民間の補完が否定されているものではない

- ・官のハローワークのネットワークが維持され、それを民間が補完する体制が作られれば、同条約の違反とはならないとする解釈もなされ得る
- ・批准国でも、民間の知恵を生かす工夫を行っている国がある（豪州では、公務員が民間によるサービス提供に責任を負えば十分との解釈で、民間への包括委託を実施している）

注：ILO 88 号条約

第2条 職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される

第3条 全国的体系は、地理的区域について十分な数であって、便利な位置にある職業安定機関の網状組織から成る

第9条 職業安定組織の職員は、…公務員でなければならない

3. 市場化テスト導入のための新提案

ILO 条約の規定は現状のままで、その具体的な解釈を以下のように変更できないか。

- ① 現行の主要な官のハローワークを維持したままで、その他の運営を民間に包括的に委託する（例えば、東京23区で20のハローワークとその支部があるが、その一部を民間開放する）注
- ② 民間開放したハローワークを、官が監督する仕組みを整えることで、官のネットワークは維持される

注：ILO 条約の規定は「各地理的区域について十分な数であり、便利な位置にあること」だけである